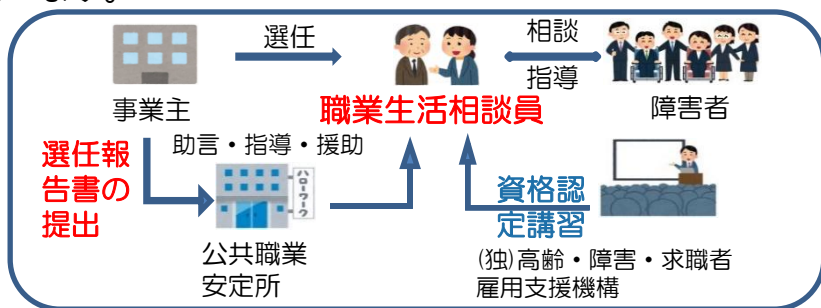


令和8年度 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないとしています。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、民間企業等で障害者職業生活相談員として選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため「障害者職業生活相談員資格認定講習」を実施しています。



日程等

本講習は、今年度からオンデマンド講習（必須）と、希望者を対象とした任意受講科目（集合形式）を実施いたします。

■オンデマンド講習スケジュール

開催回	開催期間	申込期間
第1回	令和8年7月8日(水)～7月24日(金)	令和8年5月1日(金)～5月14日(木) 終了しました。
第2回	令和8年10月8日(木)～10月23日(金)	令和8年8月3日(月)～8月14日(金)
第3回	令和9年1月12日(火)～1月25日(月)	令和8年11月2日(月)～11月13日(金)

■オンデマンド講習受講申込方法

申込期間中に、以下のWEBから以下の手順でお申し込みください。

①利用者登録（JEED研修電子申請サービス）

https://e-tumo.jeed.go.jp/jeed-service-u/offer/offerList_initDisplay

②受講申し込み

申込フォームは、「機構ホームページURL」「7. 講習日程」「令和8年度オンデマンド講習の概要」(PDF)に記載されている受講を希望する回の「申込期間の日付」をクリックしてアクセスしてください。

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html#kosyunittei>



◎WEB環境、機材等の都合で**オンデマンド講習を受講できない方へ**

福島支部（ポリテクセンター福島）において、動画視聴できる会場を用意いたします。

実施日 10月14・15日、10月22・23日、1月12・13日、1月18・19日

ご希望の方は、福島支部までお問い合わせください。

《任意受講科目》特別支援学校見学会（現地集合）

障害者雇用に対する理解を一層深めていただく機会として、福島県内2校の福島県立特別支援学校見学会を実施いたします。

任意受講科目は今回の受講者に限らず、福島県内の事業所にお勤めの方であれば、当見学会のみの方も参加いただけます。

見学会の日程・内容、申込方法は別紙をご覧ください。

お問い合わせ

高齢・障害者業務課 TEL 024-526-1510（菅野・菱沼）



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部

障害者職業生活相談員の職務

次の内容について障害者から相談を受けたり、障害者を指導したりすることが職務です。

- ① 適職の選定、職業能力の開発向上等職務内容について
- ② 障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備について
- ③ 労働条件、職場の人間関係等職場生活について
- ④ 余暇活動について
- ⑤ その他職場適応の向上について

障害者職業生活相談員になるには

厚生労働省令で定める資格要件を満たし、かつ、公共職業安定所（ハローワーク）に選任の報告をすることが必要です。

障害者職業生活相談員の選任要件、選任手続き等についてご不明な点は、ハローワークへお問い合わせください。

1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものに限る）を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校の卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練（福祉工学科に係るものを除く）、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む）または中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む）で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者（※）

オンデマンド 講習内容

①障害者雇用の理念と障害者雇用対策の動向	⑦障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅲ（精神障害）
②障害者雇用納付金制度に基づく助成金について	⑧採用・配置・労務管理・健康管理
③障害者職業生活相談員の役割	⑨障害種別に見る【就労支援機器を活用して職場環境を整備する】
④職場における人間関係とコミュニケーション	⑩障害者雇用に向けて～採用の検討から配置まで～
⑤障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅰ（身体障害、高次脳機能障害、難病）	⑪職場適応の向上、定着支援
⑥障害別にみた特徴と雇用上の配慮Ⅱ（知的障害、発達障害）	⑫確認テスト、受講アンケート

【講習時間】 計10時間

【受講料】 無料